NAGASHIMA 長島・大野・常松法律事務所

Restructuring Legal Update

事業再生・倒産法ニュースレター

2026年3月　No.29

早期事業再生検討ワーキンググループによる「取りまとめ」の公表

弁護士　鐘ヶ江　洋　祐
弁護士　高　野　紘　輝
弁護士　林　　嵩　之
弁護士　水　本　正太郎
弁護士　八　巻　晴　彦

はじめに

2025年6月13日、「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律」（以下「早期事業再生法」又は「法」といいます。）が公布されました。早期事業再生法は、公正中立な第三者機関と裁判所が関与する形で多数決（議決権の総額の4分の3以上の同意等）による債務整理を新たに認めるものであり、日本の事業再生の実務に重要な影響を与えるものです。

早期事業再生法の公布を受け、2025年9月、産業構造審議会経済産業政策新機軸部会事業再構築小委員会の下に「早期事業再生検討ワーキンググループ」（WG）が設置され、事業再生の専門家を委員[1]に加え、制度の詳細や運用について検討が行われました。同WGは2025年10月から12月にかけて3度開催され、同年12月26日、「中間整理」が公表されました[2]。その後、関係団体から寄せられた意見や2度のWGでの議論を踏まえて、2026年3月6日、「中間整理」の内容を一部修正した「取りまとめ」が公表されました[3]。これらの意見や議論からは、対象債権者となる金融機関やリース会社に対する手続への関与・協力等に対する期待が窺われます。

そこで、本ニュースレターでは、「取りまとめ」の主な内容を、「中間整理」から「取りまとめ」の主な修正内容、直近の意見や議論の状況等を含めてご紹介します。なお、早期事業再生法の内容については、事業再生・倒産法ニュースレターNo.25「早期事業再生法の成立―日本でも私的整理にて多数決原理が導入される―」（2025年7月）もご参照ください。

※　本ニュースレターは、「中間整理」の主な内容を紹介した事業再生・倒産法ニュースレターNo.28「早期事業再生検討ワーキンググループによる中間整理の公表」（2026年1月）を修正・加筆したものです。「中間整理」からの主なアップデート部分は、本文中に記載したもののほか、【アップデート】と記載のある部分をご参照ください。

---

[1] 弊事務所の山本和彦弁護士が座長、鐘ヶ江洋祐弁護士が委員を務めています。

[2] https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/business_restructuring/early_business_revitalization/pdf/20251226_1.pdf

[3] https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/business_restructuring/early_business_revitalization/pdf/20260306_1.pdf

© 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu

早期事業再生手続の全体像

早期事業再生手続の詳細は後述しますが、その手続の流れと関与する主体とを軸に整理して図示すると、その全体像は以下のようになります。

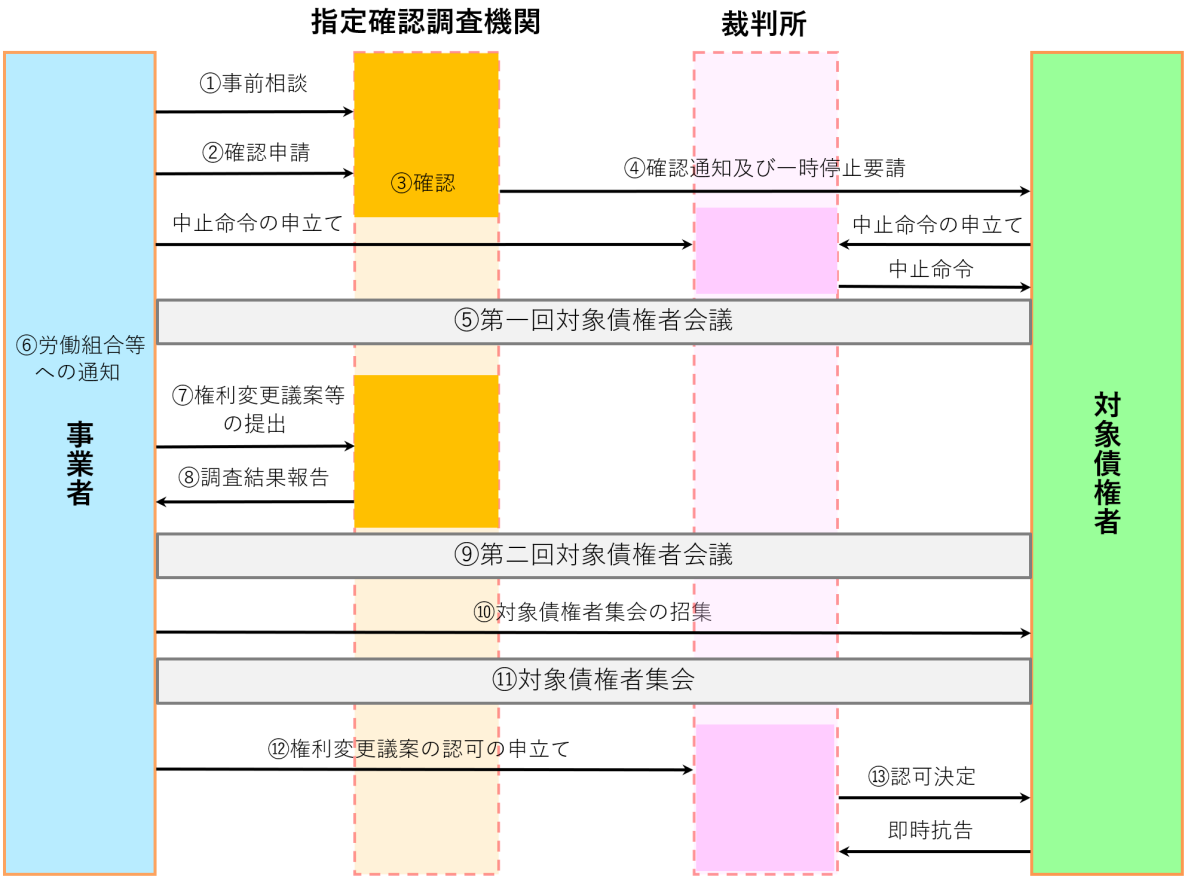

早期事業再生手続に関与する主体

1.　対象となる事業者（確認事業者）

早期事業再生手続は「経済的に窮境に陥るおそれのある事業者」が利用できる手続ですが（法３条）、この「経済的に窮境に陥るおそれ」の該当性について Q&A で以下のとおり明確化することが提案されています。

> 事業者の経理や金融機関のリスク管理等において、事業・財務の状況が下記のいずれかに該当すると判断される場合が挙げられる（あくまで一例）
> - ２年以内に支払不能に陥る可能性が高い場合
> - 低い収益又は赤字の状態が継続しており、将来的に元本償還ができなくなるおそれがある場合（例えば、収益からは金利を支払うことが難しい又は収益からかろうじて金利を支払える状況が継続している場合や収益のほかに資産を切り崩して金利支払いや元本償還を実施している場合等）

2.　対象となる債権者

早期事業再生法に基づき権利変更の対象となる「対象債権」は、「金融機関等」が確認事業者に対して有す

© 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu

る「貸付債権等」とされています（法 2 条）。これは、金融機関等はいわゆるプロ債権者であり、商取引債権者とは性質上差異があり、2000 年代から金融機関等のみを対象として私的整理を行う事業再生の実務が形成されつつあること等を踏まえたものです。そのような趣旨を踏まえて、経済産業省令（以下「省令」といいます。）に委任された「金融機関等」や「貸付債権等」の定義を検討するとされています。

まず、「対象債権」の範囲に含められるべき債権として以下が提案されています。特にファイナンス・リースに係る債権（⑥）が含まれていることはこれまでの私的整理の実務とは異なりますが、実務上の取扱いに大きな変更が想定されていない点には留意が必要です。なお、「取りまとめ」においては、私募社債（④）や店頭デリバティブ取引に係る債権（⑤）のうち「対象債権」となる要件が「中間整理」より詳細化されています。

- 法において既に規定されているもの
  - ① 貸付債権等
  - ② 貸付債権等に係る法 3 条の確認後の利息の請求権
  - ③ 貸付債権等に係る法 3 条の確認後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権
- 省令において規定することが提案されているもの
  - ④ 私募社債
  - ⑤ 店頭デリバティブ取引に係る債権
  - ⑥ ファイナンス・リースに係る債権（契約上中途解約が禁止されており、リース料の総額がリース資産の通常要する取得額のおおむね 90%超である場合等）
  - ⑦ 求償権
  - ⑧ 保証債務履行請求権
  - ⑨ 手形に係る買戻請求権及び遡求権等/電子記録債権に係る買戻請求権及び電子記録保証債務の履行請求権等
  - ⑩ 法 3 条の確認前に生じた貸付債権等に係る利息及び貸付債権等に係る手数料の請求権
  - ⑪ 法 3 条の確認前に生じた不履行による損害賠償又は違約金の請求権
- 「貸付債権等」に含まれることを Q&A において明確化することが提案されているもの
  - ⑫ 実質的に貸付債権に該当するもの（ファクタリング契約に基づく債権等）

また、「対象債権者」の範囲について、以下を「金融機関等」に含めることが提案されています。

① 貸付又は債務保証が根拠法において位置づけられる特殊法人等及び「特殊法人等」以外の法律の定めによる業務を行う法人（法 2 条 1 項 6 号関連）

② 農協、漁協等、店頭デリバティブ債権/私募社債/ファイナンス・リースを扱う者（法 2 条 1 項 7 号関連）

③ 業務として「金融機関等」が有していた「貸付債権等」を譲り受けた事業者/代位弁済により取得した事業者（法 2 条 1 項 9 号関連）

④ 外国の法令において早期事業再生法における「金融機関等」に相当する者（法 2 条 1 項 7 号関連）

ⓒ 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu

【アップデート】オーナー貸付の取扱い

「取りまとめ」では、オーナー貸付は「対象債権」にならないものの、手続外での権利変更等について現行の実務[4]同様に取扱いを検討することで、対象債権者の理解を得ることに繋がると考えられるとの記載が追加されており、Q&A にも記載される予定となっています。

早期事業再生法は、「金融機関等」の「貸付債権等」のみを対象とするため、オーナー貸付や関連会社債権等の対象外債権の取扱いが実務上問題となることが想定されます。「取りまとめ」の記載は、対象外債権を手続外で権利変更等することで柔軟な運用が可能であることを明確にするものであり、実務上重要な意義を有するものです。他方で、これらの対象外債権の権利変更等により、経営者が早期事業再生を図ることを躊躇する事態は避ける必要があります。この点、WG（第 5 回）でも、金融機関から厳しい対応を求められると、経営者が早期の再生着手のインセンティブを失うことにもなりかねないことや、（金融機関の役割として）早期事業再生手続においても経営者保証ガイドラインを柔軟に活用して経営者のインセンティブや資産を相応に残すことで早期事業再生への着手を促すことも指摘されており[5]、オーナー貸付の取扱いが早期事業再生への足かせとならないように配慮することも肝要であると思われます。

【アップデート】ファイナンス・リースに係る債権の取扱い

WG（第 5 回）や「取りまとめ」では、早期事業再生手続において、ファイナンス・リースに係る債権が「対象債権」に含まれることも踏まえ、その取扱いについて詳細な検討が行われております。

特に、ファイナンス・リースに係る債権は、担保付債権と解されており、担保権で保全された部分（以下、「貸付債権等」のうち担保権で保全された部分を「保全部分」、担保権で保全されていない部分を「非保全部分」といいます。）は法 6 条 2 項但書に基づき一時停止の例外として弁済を実施できる一方で、担保割れにより非保全部分が生じる場合があります。もっとも、この場合でも、法 6 条 2 項但書に基づき少額の「対象債権」の弁済の実施を可能にすることで、手続中も従前の約定通りの弁済が継続可能となり得ると整理されています（詳細は、下記「早期事業再生手続の具体的内容」4.「弁済禁止とその例外」参照）。

3.　第三者機関（指定確認調査機関、確認調査員）

指定確認調査機関について、事業再生ADR における特定認証紛争解決事業者に求められる水準以上の業務が遂行されるように指定要件や業務規程の内容、確認調査員の要件を定めることとすることが提案されています。また、確認調査員に求める知識・経験について、早期事業再生法案に対する国会における附帯決議の内容を踏まえて、事業再生 ADR における手続実施者と比較して、経験案件数を加重することや、労働関係に関する事項を含む研修を受けていることを追加で要求することが提案されています。

早期事業再生手続の具体的内容

1.　早期事業再生手続の具体的内容

早期事業再生手続の全体像は冒頭の図で示しましたが、具体的な手続を以下の流れとすることが提案されています。

①　指定確認調査機関との事前相談

②　指定確認調査機関に対する確認申請

[4] 株主責任・経営責任の観点から私的整理の実務上、オーナー貸付の権利変更等が求められることも多いです。
[5] 早期事業再生手続においても経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理が一体的に行われることが想定されており、対象債権者は保証債務整理についても真摯に対応することが重要であると指摘されています。

Ⓒ 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu

③　指定確認調査機関による確認

④　指定確認調査機関による③の確認をした旨の通知及び対象債権者に対する一時停止要請

⑤　（正当な理由がない限り④から 2 週間以内に）第 1 回対象債権者会議の開催

⑥　（⑦の 2 週間前までに）確認事業者の労働組合等に対する労働関係の変更が見込まれる旨の通知[6]

⑦　（やむを得ない事由がない限り③から 6 か月以内に）確認事業者の指定確認調査機関に対する権利変更議案・早期事業再生計画（資産評定結果を含む）の提出

⑧　指定確認調査機関の確認事業者に対する⑦の調査結果の報告

⑨　第 2 回対象債権者会議の開催

⑩　対象債権者集会の招集

⑪　対象債権者集会の開催（権利変更議案を決議）

⑫　裁判所に対する認可申立て

⑬　裁判所による認可

2.　手続開始時の確認

(1)　確認の基準

早期事業再生手続を開始するためには、指定確認調査機関の確認が必要です（法 3 条）。指定確認調査機関の確認の基準のうち「権利変更議案の可決の見込みがないことが明らかでないものとして経済産業省令で定める基準に適合するもの」（法 3 条 1 項 3 号）について、法 3 条の確認を受けることについて異議を述べていない金融機関等の貸付債権等の金額が、貸付債権等の総額の 1/5 以上であることとすることが提案されています[7]。なお、この際に基準とする貸付債権等について、保全部分も含めた債権の総額として判断することが提案されています。

(2)　確認申請の軽微な変更/特に軽微な変更

指定確認調査機関による確認後に、確認された内容に変更がある場合、原則として、改めて指定確認調査機関の確認を得る必要があります（法 4 条 1 項本文）。

もっとも、「その他経済産業省令で定める軽微な変更」（法 4 条 1 項但書）については、改めての指定確認調査機関の確認を要せず、指定確認調査機関への届出で足りますが、「その他経済産業省令で定める軽微な変更」について、権利の変更についての内容が法 3 条の確認の基準（法 3 条 1 項 1 号、3 号～5 号）に該当しなくなるおそれがあるもの以外と定めることが提案されています。

また、「経済産業省令で定める特に軽微な変更」（法 4 条 2 項但書）については指定確認調査機関への届出も不要となりますが、「経済産業省令で定める特に軽微な変更」について、権利変更概要書及び貸付債権等一覧表の誤記（ただし、金融機関等の氏名又は名称、住所及び連絡先は除く。）と定めることが提案されています。

---

[6] 会社分割、事業の縮小等により雇用の減少又は賃金の減額（労働関係の変更）が生じる見込みがある旨を早期事業再生計画に記載する場合

[7] なお、中間整理では、「貸付債権等の総額の 1/5 を有する金融機関等が法 3 条の確認を受けることについての異議を述べていないこと」とされていましたが、「貸付債権等」の総額の 1/5 を有する「金融機関等」（基本的にはメインバンクを想定）が異議を述べた場合でも、早期事業再生手続の利用が不可能となるわけではないため、「取りまとめ」ではその旨が明確になるよう文言が修正されています。

Ⓒ 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu

(3)　対象債権者に漏れが判明した場合の対応

法 3 条の確認後、一部の債権者について、対象債権者として取り扱うべきであるにもかかわらず、貸付債権等一覧表の記載から漏れていたことが判明した場合、確認の内容に変更があったものとして、確認事業者において、変更の申請を行い、指定確認調査機関から再度の確認を受ける必要があります（法 4 条 1 項本文）。

【アップデート】対象債権者漏れの判明と手続瑕疵

「中間整理」では、対象債権者の漏れが判明した場合の手続の進行について、対象債権者への手続保障に反しない範囲で、早期の事業再生を進めるため、手続上の負担を軽減する手当て等、バランスの取れた対応が可能となるよう、今後適切に検討していくこととされていました。「取りまとめ」では、これが具体化され、対象債権者に漏れがある場合には、原則として対象債権者会議等の開催手続の瑕疵となり、開催済みの対象債権者会議等のやり直しが必要となるものの、過度な手続負担による早期事業再生の支障を回避するため、一定の場合には必要な通知や説明を行うこと等によって手続の瑕疵を治癒できることが合理的であるとされています。

(4)　確認の取消しに係る例外規定

指定確認調査機関による確認後、指定確認調査機関から全ての対象債権者に対し、債権回収等の一時停止の要請がなされ、確認事業者は当該要請から認可決定確定までの間、弁済をすることができず（法 6 条 2 項）、これに違反して弁済がされた場合、確認を取り消さなければなりません（法 5 条 1 項 5 号本文）。もっとも、「弁済を行うことについてやむを得ない事由があるものとして経済産業省令で定める場合」は確認の取消しの要件から除外されています（同号但書）。

この要件について、省令で事務上の誤りによる場合と規定した上、具体的な事例は実態に則して臨機応変に対応できるよう、Q&A で「自動振り込みや引き落としの解除漏れ」「事務スタッフの振り込み誤り」等と明確化することが提案されています。

【アップデート】対象債権者漏れの判明と確認の取消し

対象債権者の範囲に漏れがあることが事後的に判明したケースでは、追加すべき対象債権者に対して、既に手続中に弁済を行っている場合があり得ます。この場合、形式的には弁済禁止違反となるものの、常に確認の取消事由に該当するのは不合理と考えられます。そこで、「対象債権」に該当すると知りながら意図的に変更手続をせず、弁済していたような場合を除き、対象債権者の追加に係る変更確認（法 4 条）の前の弁済は、「弁済を行うことについてやむを得ない事由がある」として、確認の取消事由に該当しないことを省令で明確化することが提案されています。

3.　一時停止要請

(1)　一時停止要請の対象

指定確認調査機関は、確認後、速やかに全ての対象債権者に対し、早期事業再生手続終了までの間「対象債権の回収その他経済産業省令で定める債権者としての権利の行使」をしないことを要請しなければならないとされています（法 6 条 1 項前段）。この一時停止要請の対象となる行為の範囲について、事業再生 ADR の実務を踏まえ、以下のとおり、省令で規定し、Q&A で明確化することが提案されています。

法/提案されている省令の定め	提案されている Q&A での明確化の内容
➢　対象債権の回収（法）	➢　一時停止通知到達時における「与信残高」の減額

Ⓒ 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu

	（元本の回収や当座貸越等における与信枠の減額） ➢ 弁済の請求・受領 ➢ 相殺権の行使等の債務消滅に関する行為 ➢ 担保の実行、強制執行又は仮差押え・仮処分の申立て
➢ 担保の取得・対抗要件の具備（省令）	➢ 担保の提供の要求・受入れ ➢ 対抗要件具備には仮登記から本登記への変更を含む ➢ 担保には人的担保を含む
➢ 破産手続開始・再生手続開始・会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始若しくは特別清算開始の申立て（省令）	

(2)　一時停止要請の「支払の停止」・期限の利益喪失事由の該当性

一時停止要請について、対象債権者全員が同意している場合だけでなく、一部の対象債権者から異議が述べられている場合であっても、原則として「支払の停止」には該当しない旨の考え方を Q&A に示すことが提案されています。また、一時停止要請は期限の利益喪失事由には当然に該当せず、要請の発出を契機とする期限の利益喪失通知は行わないことが求められるという考え方を Q&A で示すことが提案されています。

(3)　一時停止要請を理由とする預金拘束

対象債権者へ一時停止要請が行われた場合、確認事業者の預金を有する一部の対象債権者において、相殺に至らずとも、本手続が完了するまでの間、預金の払戻しに応じない（預金を拘束する）ことも想定されます。

【アップデート】預金拘束に関する Q&A の文言の修正（「安易に」の削除）

「中間整理」では、対象債権者においては、一時停止要請について同意しているか否かにかかわらず、一時停止要請が行われたことだけを理由に、「安易に」取引口座等の停止をしないことが求められる旨の Q&A を示すことが提案されていました。「取りまとめ」では、一時停止だけを理由とする預金拘束は全て許容されない（＝「安易に」に該当する）という理解を前提とすれば、「安易に」の文言が入っていることにより、かえって疑義が生じる懸念があるため、当該文言を削除することとしました。

4.　弁済禁止とその例外

確認事業者は、一時停止要請があったときから早期事業再生手続終了までの間、対象債権の弁済はできないこととされていますが、「弁済をすることについて全ての対象債権者の同意を得た対象債権」及び「弁済しても他の対象債権者を害するおそれがない対象債権として経済産業省令で定めるもの」に係る債務については例外的に弁済できるとされています（法 6 条 2 項但書）。「経済産業省令で定めるもの」として、①利息（約定利息及び法定利息）、②担保付債権の保全部分（弁済が事業の再生に支障を及ぼさない場合に限る。）、③先行する私的整理におけるプレ DIP ファイナンス、④少額の「対象債権」を省令に定めることが提案されております。

Ⓒ 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu

【アップデート】少額の「対象債権」の弁済禁止の例外への追加とその意義

「中間整理」では、「弁済しても他の対象債権者を害するおそれがない対象債権として経済産業省令で定めるもの」に少額の「対象債権」を追加すべきかは今後要検討とされていましたが、「取りまとめ」では、少額債権者への対応が手続上の問題となり得る事案において手続の円滑化等の観点から、上記④の下線部のとおり、少額の「対象債権」も追加されました。

また、「取りまとめ」では、少額の「対象債権」への弁済の要件として「早期に弁済することにより手続を円滑に進行することができる場合」に限定すること、弁済の方法として一括弁済に限らず、約定通りの分割弁済を含むことが提案されています。これは、ファイナンス・リースに係る債権について少額の非保全部分が生じる場合に、当該非保全部分に相当する残リース料全額を一括で弁済するのではなく、約定弁済を継続できることが念頭に置かれております。他方で、確認事業者の資金繰り上、ファイナンス・リースに係る債権について弁済を継続することが困難であり、早期事業再生法の原則に従って一時停止要請の対象とせざるを得ない事案もあり得ます。このように、確認事業者が置かれている状況に即して、ファイナンス・リースに係る債権を柔軟に取り扱うことができる点は実務上重要な意義を有するものであり、ファイナンス・リースに係る債権が手続に必ず取り込まれる新しい事業再生実務に対する関係者の理解が重要になってくると思われます。

5. 対象債権者会議

事業再生 ADR 実務を踏まえ、確認事業者に、権利変更議案の決議を行う対象債権者集会の前に以下の対象債権者会議を開催するよう求める（ただし、権利変更議案及び早期事業再生計画に相当する内容の協議をしていた場合には対象債権者会議の開催を要しない。）ことが提案されています。

	開催時期	議題
第 1 回対象債権者会議	一時停止要請後 2 週間以内の日	確認事業者からの資産及び負債の状況、権利変更の方針等についての説明、質疑
第 2 回対象債権者会議	指定確認調査機関からの調査結果報告後	確認事業者からの権利変更議案・早期事業再生計画等についての説明、指定確認調査機関による調査報告、質疑

6. 従業員から協力を得るための措置

早期事業再生計画には、確認事業者における今後の事業に関する事項を記載する必要がありますが、従業員の当該事業活動への協力の見込みに関する事項として省令で定めるものを含むとされています（法 14 条 3 項 6 号）。また、早期事業再生法案に対する国会における附帯決議において、早期の事業再生の実現のために従業員の理解や協力を得ることの重要性が指摘されています。

これを受けて、早期事業再生計画に、合併、会社分割、事業譲渡、事業縮小、事業所の閉鎖により雇用者数の減少や賃金の減額が生じる見込みがあることを記載する場合、従業員から協力を得るための措置として、労働組合等[8]への通知等に関して以下の事項を定めることが提案されています。

① 確認事業者は、労働組合等に対し、指定確認調査機関に早期事業再生計画を提出する 2 週間前までに、その旨[9]を通知する（通知が必要な場合に通知をしなかった場合には確認の取消しとなる。）。

[8] 労働組合等とは、確認事業者の使用人の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、確認事業者の使用人の過半数で組織する労働組合がないときは、確認事業者の使用人の過半数を代表する者をいいます。

[9] 労働組合等への通知内容は、雇用者数の減少や賃金の減額（労働関係変更）が見込まれている旨、見込まれている労働関係変更の内

Ⓒ 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu

② 早期事業再生計画に労働組合等との協議の結果又は協議を行う予定の時期（対象債権者集会の決議までの間）を記載する。

③ 労働組合等との協議等を通じて、労働者の理解と協力を得るよう努める。

早期事業再生計画提出の 2 週間前の労働組合等に対する通知は、従前の私的整理の実務ではなかった手続であり、実務上注意が必要な点です。特に、スポンサーに対して事業承継する場合には、確認事業者側では承継後の労働条件について分からないこともあり、実際にスポンサー側でもこの時点では労働条件について決定していないことも多いため、「見込み」という要件をどのように解釈するのかが（通知を怠った場合には確認の取消しとなるためより一層）実務上重要になってくると思われます。

また、上場会社の私的整理においては、スポンサーとの契約締結又は一定の合意成立と同日に早期事業再生計画を提出して適時開示をすることがあり、その 2 週間前には、未だスポンサーと合意に至っていないことがあります。そのため、スポンサー交渉への悪影響のおそれや、インサイダー規制上の問題にも留意しながら、労働組合等への通知の要否及び内容を検討することが重要になると思われます。

7. 資産評定

確認事業者は、早期事業再生計画提出時に、省令に定める基準に従って資産・負債を評定した結果を添付する必要があるところ（法 14 条 4 項）、事業再生 ADR の実務と比較しつつ、以下の基準が提案されています。

	早期事業再生法	事業再生 ADR
債務減免を伴う場合	原則として時価	原則として時価
債務減免を伴わない場合（リスケ等）	一般に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠して評定可	法令上不要
評価基準日	法 3 条の確認の 1 年前～早期事業再生計画等提出時までの日	適切な基準日

このように早期事業再生法では全ての場合において資産評定を求めていますが、債務減免を伴う場合は事業再生 ADR と同様の基準としつつ、リスケ等のみの場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して評定することも許容されています [10]。また、確認事業者における資産評定の負担を考慮して、直近の決算に基づいて算定することを可能とするため、評価基準日も法 3 条の確認の 1 年前から許容されています。

なお、早期事業再生手続上、権利変更の対象は非保全部分に限定されており、対象債権者は非保全部分についてのみ権利変更議案の議決権を有します（法 19 条 3 項）。また、保全部分・非保全部分の区分けをして担保権者への弁済額を確定させる必要があります。これらの議決権額の算定及び担保権者への弁済額確定のための担保目的物の評価基準日は、「対象債権」の範囲が確定する時期に合わせて、法 3 条の確認時とすることが提案されています。

容、早期事業再生手続のスケジュールの見込みとされています。

[10] 準拠とした趣旨として、会計基準に完全に一致する必要があるとすると、厳密には監査が必要となってしまうため、大きく逸脱しない程度と解すべきである旨の意見がなされています。

Ⓒ 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu

8. 権利変更議案・早期事業再生計画

(1) 早期事業再生計画等の提出期限

早期事業再生計画等の指定確認調査機関への提出は、法 3 条の確認後 6 か月以内と定められていますが、省令で定める「やむを得ない事由」がある場合は 6 か月以内に限り（すなわち、確認後 1 年以内まで）延長することができます（法 14 条 1 項、2 項）。ここでいう「やむを得ない事由」について、以下のとおり提案されています。

① 対象債権者が 20 者以上であるとき

② 本店又は主たる営業所若しくは事務所が外国に所在する対象債権者があるとき

③ 事業の継続に欠くことのできない資産・取引の維持又は資金の調達に係る調整が整わないとき（例えば、スポンサー候補の選定、調整が難航している場合等）

④ 確認事業者の財産に係る権利関係が複雑であるときその他特別の事情があるとき

【アップデート】「やむを得ない事由」に関する文言の修正

「中間整理」では、上記④は「災害その他特別の事情があるとき」とされていましたが、災害やこれに準じる場合以外のやむを得ない事由も想定され得ることから、「取りまとめ」では、上記④の下線部のとおりの文言に修正されました。

(2) 早期事業再生計画の記載事項

早期事業再生計画には、法 14 条 3 項各号に掲げる事項を記載しなければならないと定められているところ、従業員の事業活動への協力、技術と人材の散逸回避の見込みに関する事項を含めて、その一部は省令で定めることが求められています。指定確認調査機関の調査を十分に行う観点から、省令には以下を定めることが提案されています。

① （合併、会社分割、事業譲渡、事業の縮小又は事業所の廃止が見込まれる旨を含む場合）

- 労働組合等との協議結果又は協議を行う予定の時期（権利変更議案を決議するための対象債権者集会の日までの間に限る。）
- 確認事業者から労働組合等に対する通知の年月日、内容並びに当該通知の対象となる労働組合等の名称又は氏名

② 早期での事業再生を図るため実施しようとする今後の事業活動に伴う確認事業者に係る技術及び人材の逸材の回避の見込み

③ 対象債権者集会における議決権行使の額

④ 自己資本の充実のための措置

⑤ （資金の調達を行う場合）調達方法及び当該調達方法を選択した理由

⑥ （手続外で、保全部分に関し、リスケ等の権利変更を行う場合）当該権利の変更内容又は見込まれる当該変更の内容、及び担保権を有する債権者との協議状況

⑦ （対象債権以外の社債に係る権利の変更を行う場合）当該権利の変更の内容又は見込まれる当該変更の内容

⑧ （手続中の例外弁済をした場合）弁済に係る対象債権者及び弁済の額

© 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu

【アップデート】早期事業再生計画の記載事項の追加

「取りまとめ」では、手続中に法 6 条 2 項但書又は法 5 条 1 項 5 号但書に基づき例外的に弁済を行った場合に、指定確認調査機関がこれを把握するために、上記⑧の下線部のとおり、早期事業再生計画の記載事項が追加されています。

(3)　指定確認調査機関の調査の内容

指定確認調査機関が早期事業再生計画の内容を調査する際の基準は、省令で定められるところ（法 15 条 1 項 5 号）、事業再生 ADR における確認事項を踏まえつつ、以下の提案がされています。ただし、事業再生 ADR で債務減免を伴う場合に求められていた、債権者全員の同意を得た場合の事業再生計画の公表や、債権者全員の同意を得られなかった場合（又は債権者全員の同意を得た事業再生計画に基づいて債務を弁済できない場合）の特定調停又は法的整理への移行は求められていません。

① 早期事業再生計画に記載すべき事項（法 14 条 3 項各号）が記載されていること

② 早期事業再生計画が遂行される見込みがないことが明らかでないこと（実現可能性）

③ 法 14 条 3 項 5 号に掲げる事項について、次の各号に掲げる要件を満たしていること（数値要件）

- 債務超過の状態にあるときは、権利変更決議の効力が生ずる日後最初に到来する事業年度開始の日から原則として 3 年以内に債務超過の状態にないこと
- 経常損失が生じているときは、権利変更決議の効力が生ずる日後最初に到来する事業年度開始の日から原則として 3 年以内に黒字になること

④ 対象債権者の議決権の額が法 19 条の規定に適合するものであること

⑤ 対象債権者及び指定確認調査機関に、少なくとも 6 か月に 1 度、早期事業再生計画の進捗状況の報告を行うこととすること（事業再生計画の進捗報告）

（権利変更議案に債務の減免を伴う場合）

⑥ 過剰設備又は遊休資産の処分、不採算部門の整理又は撤退等、債務者の自助努力を伴うものであること（自助努力）

⑦ 債務減免等の対象となる対象債権者が、二以上の金融機関等又は一以上の政府関係金融機関等であること（債権者数）

⑧ 株主の権利の全部又は一部の消滅（事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合を除く。）について定められていること（株主責任）

⑨ 役員の退任（事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合を除く。）について定められていること（経営責任）

【アップデート】事業再生 ADR から早期事業再生手続への移行に関する意見

WG（第 5 回）では、早期事業再生法の施行に伴い、事業再生 ADR の適正化も図る観点から、事業再生 ADR において債権者全員の同意を得られなかった場合（又は債権者全員の同意を得た事業再生計画に基づいて債務を弁済できない場合）特定調停又は法的整理のほかに、早期事業再生手続への移行も加えることを検討すべきとの意見がされています[11]。

[11] 事業再生 ADR においては、事業再生計画案に関する手続実施者の確認事項として、事業再生計画が不成立であった場合若しくは合意された計画に基づき債務の弁済ができなかった場合には、法的手続や特定調停等に移行することが定められています（平成 26 年経済産業省告示第 8 号）。WG（第 5 回）では、事業再生 ADR に関する告示を改正し、早期事業再生法への移行を位置づけることが検討されており、事業再生 ADR に関する告示上も、事業再生 ADR から早期事業再生手続への移行が明記されることになると思われます。

© 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu

(4)　グループでの事業再生

同一グループの複数社が早期事業再生手続を利用する場合、債権放棄等の金融支援額の確定、弁済の配分率の確定、弁済原資の割当てについて、単体ベースでの清算価値保障に適合する限り[12]、連結・単体いずれを選択することも許容され得ることが示されています。この点は、従来の私的整理の実務を踏襲するものであり、グループでの事業再生を促進する上で、実務上重要な意義を有するものといえます。

9.　対象債権者集会までの手続

確認事業者が対象債権者集会の招集通知を発出する時期を対象債権者集会の 2 週間前までとすることが提案されています。その他、招集時に定めて通知する事項や、議決権行使書面の記載事項、議決権の不統一行使を行う場合の通知期限についても提案されています。

10.　議決権の額の算定

対象債権者の議決権額の算定は法 19 条で定められているところ、権利変更の対象となる特定の債権の評価時点（法 3 条の確認時点。外貨建債権の為替レートも同様）、評価方法（債権発生・条件成就等していない債権は原則として議決権はゼロであることを Q&A で公表）について提案されています。

早期事業再生法における特例

1.　プレ DIP ファイナンス

指定確認調査機関の確認後に行われる資金の借入れ（プレ DIP ファイナンス）について、確認事業者は、指定確認調査機関に対して、当該借入れが事業者の事業の継続に欠くことができないものとして省令で定める基準に適合するものであることの確認を求めることができます（法 69 条 1 項）。そして、同項の省令で定める基準を、資金の借入れが、「事業者の資金繰りのために合理的に必要であると認められるもの」とすることが提案されています。なお、プレ DIP ファイナンスの実行可能性が高まり、結果として資金繰りに寄与すると考えられるため、弁済時期に係る要件（資金の償還期限が、債権者全員の合意の成立が見込まれる日以後に到来すること）は不要とすることが提案されています。

【アップデート】事業再生 ADR におけるプレ DIP ファイナンスに求められる弁済時期要件の削除の検討

WG（第 5 回）では、早期事業再生法の施行に伴い、事業再生 ADR の適正化を図る観点から、事業再生 ADR 規則も改定して、プレ DIP ファイナンスで求められていた弁済時期に係る要件（資金の償還期限が、債権者全員の合意の成立が見込まれる日以後に到来すること）を削除することが検討されています。そのため、この点については早期事業再生手続と事業再生 ADR 手続とで差異がなくなると思われます。

2.　社債の減額

会社法上、社債の全部又は一部の減額を行うための社債権者集会の決議が効力を生じるためには裁判所の認可が必要です（会社法 734 条 1 項）。指定確認調査機関により、当該減額が確認事業者の事業再生に欠くことができないものとして省令で定める基準に適合するものであることが確認されている（法 67 条 1 項）場合、裁判所は、これを考慮した上で、会社法 733 条 4 号の不認可事由（決議が社債権者の一般の利益に反するとき）に該当するか否かを判断することとされているところ（法 68 条）、省令で定める基準を以下の基準とすることが提案されています。

[12] また、議決権の行使は単体ベースで実施されることが整合的であり、この点を明確にすることが説明されております。加えて、債務免除益の損益算入等（企業再生税制）を適用する場合は、単体ベースでの清算貸借対照表と、これに基づく債権放棄額の算出が必要になると説明がなされています。

© 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu

① 当該減額の目的が、当該減額に係る確認を求めた確認事業者の事業再生のために合理的に必要となる償還すべき社債の金額についての減額を行うものであること

② 当該減額に係る確認を求めた事業者を当該確認時点で清算した場合の当該社債の償還すべき金額を、当該減額を行った場合の当該社債の償還すべき金額が下回らないと見込まれること等、当該減額が、当該社債の社債権者にとって経済的合理性を有すると見込まれるものであること

最後に

以上のとおり、「取りまとめ」では、WG の最終的な検討結果として、省令で定められる内容や Q&A で明確にすべき内容が提案されており、今後、省令・告示・Q&A の案が策定され、パブリックコメントに付されることになります。そして、早期事業再生法が施行される 2026 年 12 月中旬までに省令及び告示が公布され、併せて Q&A も公表される予定とされています。

また、「中間整理」が公表された後に行われた関係団体からの意見や 2 度の WG での議論を通じて、金融機関やリース会社をはじめとする対象債権者の役割や期待が具体化されつつあり、早期事業再生法の施行を控え、関係者においては制度の理解を一層深めていく必要があると思います。

今後も、弊所では、早期事業再生法の施行に向けて、重要な情報提供を続けて参ります。

2026 年 3 月 26 日

Ⓒ 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu

[執筆者]

鐘ヶ江 洋祐（弁護士・パートナー）
yosuke.kanegae@nagashima.com

弁護士登録以来、25 年以上一貫して事業再生・倒産分野を中心に取り扱う。債務者のみならず、金融債権者や取引債権者、スポンサーや投資家、創業家や経営者個人といった、あらゆる利害関係人を依頼者として、リスクアセスメントを含め、私的整理から法的倒産に至る各段階において法的助言を行い、また代理人として活動をしている。
特に上場会社や大規模なグループ会社等株主も含めた複雑な利害調整が必要な案件、アジア各国・欧米・タックスヘイブン等が関係する国際的要素を含む案件、資金調達が多層になされており債権者間の複雑な調整が必要となる案件、プロジェクトファイナンスやストラクチャードファイナンス等複雑な金融スキームが用いられている案件、複雑な経緯があり交渉が難航する案件等、困難な局面であるほどその強みを発揮する。
1999 年京都大学法学部卒業。2000 年弁護士登録。2005 年 Northwestern University School of Law 卒業（LL.M.）。
Chambers Asia-Pacific 2026 Restructuring/Insolvency 部門（Band2）、Legal 500 Asia Pacific 2025 Restructuring and Insolvency（Leading partners）及び Best Lawyers in Japan 2026 edition（Insolvency and Reorganization Law）に選出されている。

高野 紘輝（弁護士）
hiroki.takano@nagashima.com

弁護士登録以来、事業再生・倒産分野及びコンプライアンス・危機管理分野を中心に取り扱う。中小企業・中堅企業から大企業・上場会社の会社更生、民事再生、破産、事業再生 ADR、中小企業活性化協議会等の案件に多数関与した経験を有するほか、国内外の企業不祥事・危機対応から、平時におけるコンプライアンス・危機管理体制の構築・運用等に関する助言も多数行っている。
2015 年弁護士登録（第一東京弁護士会）、長島・大野・常松法律事務所入所。2023 年 University of Southern California Gould School of Law 卒業（LL.M.）、2023 年～2024 年 Haynes and Boone, LLP（New York）勤務。

林 嵩之（弁護士）
takayuki.hayashi@nagashima.com

事業再生・倒産分野及び M&A を中心に企業法務全般を取り扱う。中小企業・中堅企業から大企業の民事再生、破産、事業再生 ADR、中小企業の事業再生等に関するガイドラインによる私的整理手続、中小企業活性化協議会等の案件に関与した経験を有する。
2017 年慶應義塾大学法学部法律学科卒業。2019 年東京大学法科大学院修了。2020 年弁護士登録（第一東京弁護士会）、長島・大野・常松法律事務所入所。

水本 正太郎（弁護士）
shotaro.mizumoto@nagashima.com

事業再生・倒産分野を中心に企業法務全般を取り扱う。中小企業・中堅企業から大企業の民事再生、破産、事業再生 ADR、中小企業の事業再生等に関するガイドラインによる私的整理手続、中小企業活性化協議会等の案件に関与した経験を有する。
2017 年東京大学法学部卒業。2019 年東京大学法科大学院修了。2020 年弁護士登録（東

Ⓒ 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu

京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。

八巻 晴彦（弁護士）
haruhiko.yamaki@nagashima.com

事業再生・倒産分野及び M&A を中心に企業法務全般を取り扱う。中小企業・中堅企業から大企業の民事再生、破産等の案件に関与した経験を有する。
2020 年慶應義塾大学法学部法律学科卒業。2022 年弁護士登録（第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

ニュースレターの配信登録を希望される場合には、<https://www.nagashima.com/newsletters/>より「Legal Lounge」に会員登録ください。
ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter@nagashima.com>までご連絡ください。

Ⓒ 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu